

## 2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

**[1]1. 介護保険及び高齢者福祉施策担当課(長寿課)電話(62-1063)FAX(24-2466)**

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
ない ある→実施年月(2012年4月)2014年度実績(0)件(0)円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
ない ある→実施年月(2001年10月)2014年度実績(215)件(878,487)円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (82)人(2015年8月現在)
- ④介護給付費準備基金について  
 2013年度末の残高(111,901)千円  
 2014年度末の残高(52,076)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数(4)箇所 直営(0)箇所、委託(4)箇所  
 職員配置人数(22)人 正職員(19)人、非正規職員(3)人  
 ※人数は4包括の合計
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。  
実施している → 実施年月日(2006年4月1日) 2014年度実績(399)件  
検討中である 実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。  
実施している → 実施年月日(2012年10月1日) 2014年度実績(388)件  
検討中である 実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。  
実施している → 実施年月日( )年( )月( )日 2014年度実績( )件  
検討中である 実施の予定がない
- ⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	一般食(夕食週3回)、調整食(夕食週5回)
	1日平均利用者数(2014年度)	一般食:総延べ食事数(28,693)食÷年間配食日数(176)日=1日当たり平均(164)食 調整食:総延べ食事数(18,804)食÷年間配食日数(259)日=1日当たり平均(73)食
	1食あたりの助成額	一般食 400円、調整食 450円
	1食あたりの利用者負担額	一般食 300円、調整食 350円
会食方式	実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2014年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 検討中である
対象事業の名称	高齢者単身世帯等戸別収集事業
対象者の要件	次の①～④を満たす世帯 ①市内在住 ②自力でゴミ等を運ぶことが困難 ③親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難 ④・要介護認定を受けている人でひとり暮らしの世帯 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている人でひとり暮らしの世帯 ・その他特に必要と認める世帯
1カ月平均利用者実数(2014年度)	57

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	<input checked="" type="radio"/> 助成制度がある <input type="radio"/> 助成制度はない <input type="radio"/> 検討中である		
制度内容	<input checked="" type="radio"/> 介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	180,000 円	
	利用者実数(2014年度)	219 人	
	<input checked="" type="radio"/> 介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	市民税が非課税の 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	
助成額	90,000 円	利用者実数(2014年度)	4 人

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

- ・緊急通報システム …… ひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、急病などの緊急時にボタンひとつで連絡がとれる緊急通報システム機器を自宅に設置する。
- ・福祉電話(声の訪問) …… ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、民生児童委員が電話による定期的な声の訪問を行う。
- ・友愛訪問 …… ひとり暮らし高齢者の自宅に老人クラブ会員等が訪問し、話し相手になるとともに安否確認を行う。
- ・配食サービス …… 見守りが必要で、食事の支度が困難な高齢者のみ世帯に対し、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う。
- ・シルバーハウジング生活援助員派遣事業 …… シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、緊急時の対応、安否確認等を行う。
- ・見守り協定 …… 高齢者の見守り及び安否確認の体制を協力事業者と構築する。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> していない <input type="radio"/> 検討中である	
	地域巡回バスの名称	刈谷市公共施設連絡バス	
	利用料	高齢者( 歳以上)( 0 )円、障がい者( 0 )円 一般( 0 )円、子ども( 歳～ 歳)( 0 )円	
	その他特記事項		
	2014年度の運行実績	6路線運行、利用人数 675,988 人	
タクシー助成	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> していない <input type="radio"/> 検討中である	
		各対象者の要件及び助成内容	
	高齢者	※要介護認定者欄に同じ	
	障がい者	<b>福祉タクシー</b> 対象者:市内在住で次のいずれかに該当する人 身体障害者手帳1～3級所持者 療育手帳A・B判定所持者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている人は除く。 助成内容:一般タクシー430円～700円、福祉タクシー小型2,310円～2,930円、中型2,680円～3,240円、大型2,980円～3,900円を上限とした利用券を1か月につき3枚	
	要介護認定者	<b>高齢者タクシー</b> 対象者:要支援2又は要介護1以上で、市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅の人 助成内容:当該タクシーの初乗運賃(最大700円)を上限とした利用券を1か月につき3枚  <b>介護タクシー</b> 対象者:要介護1以上で、特殊車両(車いす昇降機・寝台付き車両)の必要な65歳以上の在宅の人 助成内容:定額(車種・地域ごと)の利用券を1か月につき3枚	

都市交通課に確認

2014年度の助成実績	・福祉タクシー : 1,621人 ・高齢者タクシー: 164人 ・介護タクシー : 246人
-------------	--

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	( <input type="radio"/> )実施している ( <input type="radio"/> )していない ( <input type="radio"/> )検討中である
実施事業の名称	老人いこいの場設整備運営事業
助成対象	各老人いこいの場(助成ではなく運営委託料を交付している)
助成金について	金額( 8,000 )円 → ( )年額 ( <input type="radio"/> )月額 ( )1回のみ
助成箇所数	34箇所

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2014年度実績)は ( 399 )枚
- 2) 認定書は(  )毎年発行している  
(  )1回発行すれば翌年以降も使える
- 3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。  
(  )申請書を送付している → 2014年度( 297 )件  
(  )認定書を送付している → 2014年度( )件  
(  )自動的に送付していない。
- 4) 認定書の発行の条件  
(  )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している  
(  )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している  
(  )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
(  )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
(  )次のような方法で判断している(要介護1以上について認定基準に基づいて審査発行)

⑯介護保険サービス利用人数について ( 3,399 )人(2015年6月現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について ( 59 )人(2015年6月現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ( )助成している (  )助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (  )助成している ( )助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について (  )認めている ( )認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ( )認めている (  )認めていない

## 2. 生活保護 担当課( 生活福祉課 )電話( 62-1038 )FAX( 24-2466 )

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 ( 458 )件、申請件数 ( 98 )件、そのうち保護開始件数 ( 82 )件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 ( 605 )世帯 ( 822 )人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	10人	3年 ヵ月	0人	62世帯	86人
2015年4月1日現在	9人	3年 ヵ月	0人	67世帯	91人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか (  )ある ( )ない

「ある」場合 配置している人数( 1 )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月( 24 )年( 11 )月

その職員が担当している業務( 相談補助 )

「ない」場合 今後の計画は( )ない ( )ある ( )検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( 年 月)( )人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(  )自立相談支援事業 (  )直営 ( )委託 → 委託先( )

- (  )住宅確保給付金の支給 (  )直営 ( )委託 → 委託先( )  
 ( )就労準備支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )  
 (  )一時生活支援事業 (  )直営 ( )委託 → 委託先( )  
 ( )家計相談支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )  
 ( )学習支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )  
 ( )その他(記述: )
- 2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( )カ所
- 3)基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。  
 (  )実施した ( )していない  
 実施した場合の周知方法( 対象受給者に口頭で説明 )

**3. 税の滞納について** 担当課( 納税推進室 )電話(0566-62-1007)FAX(0566-62-1203)

- ①滞納整理マニュアルはありますか ( )ある (  )ない
- ②2015年3月31日現在の滞納者の件数  
 市(町村)県民税 (19,407)件中 (5,101)件  
 国民健康保険税 (16,498)件中 (4,608)件  
 固定資産税 (50,067)件中 (1,069)件
- ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)  
 1)徴収の猶予について 申請件数(  )件 許可件数(  )件  
 2)換価の猶予の適用件数(  )件  
 3)滞納処分の停止の適用件数( 591 )件
- ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)( 110 )件
- ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

市県民税を含む本税の滞納額が50万円以上の高額かつ困難な案件。  
 収入や資産等の財産が明らかに無いと判断される案件は対象外。

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか  
 (  )引き継ぐ ( )引き継がない

**4. 国民健康保険** 担当課( 国保年金課 )電話(0566-62-1206)FAX(0566-24-2466)

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2013年度	2014年度	2015年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× ( 7.0 )%	× ( 7.0 )%	× ( 7.0 )%
	資産割	固定資産税額	× ( 0.0 )%	× ( 0.0 )%	× ( 0.0 )%
	均等割	加入者1人につき	30,000円	30,000円	30,000円
	平等割	1世帯につき	24,000円	24,000円	24,000円
1人当たり調定額(平均保険料)			86,111円	86,674円	85,464円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			12,974円	9,878円	13,325円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	97,500円	187,700円	265,500円
	介護分	24,600円	50,200円	73,200円
	後期高齢者支援分	21,300円	44,300円	65,300円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	93,100円	160,500円	213,500円
	後期高齢者支援分	20,900円	40,300円	57,300円

③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	81,500円	134,500円	187,500円
	後期高齢者支援分	19,300円	36,300円	53,300円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・生活保護を受けた場合
- ・災害により住宅・家財の価格の10分の3以上の損害を受けた場合
- ・世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業等により当該年度の総所得見込額が前年中の2分の1以下に減少すると認められる場合
- ・賦課期日現在、下記のいずれかに該当する被保険者を含む世帯
  - (1)身体障害者1、2、3級 4級(じん臓機能障害・進行性筋萎縮症) 5・6級(進行性筋萎縮症)
  - (2)療育手帳の判定「A」、または「B」の知的障害者
  - (3)精神科医師に自閉症状群と診断された者
  - (4)戦傷病者手帳を交付された者
- ・賦課期日現在、刈谷市母子家庭等医療費支給条例・第2条の規定に該当する被保険者を含む世帯

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業等により当該年度の総所得見込額が前年中の2分の1以下、世帯内の合計所得が300万円以下に減少すると認められる場合、所得割額の2分の1

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。 (○)交付していない ( ) 交付している→( )世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( )必ず面談している ( )面談がなくても交付する場合がある ( )その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○)国の基準どおり実施している

( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯

( ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( ) 病弱者のいる世帯

( ) 次の場合は、交付対象から除外している

5)資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

医療を受ける必要が生じた場合に世帯主から医療機関に対する医療費の支払が困難である旨の申出があったとき。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( )人 ・2カ月( )人 ・3カ月( 391 )人 ・4カ月( )人

・5カ月( )人 ・6カ月( 1,052 )人 ・1年( 17 )人 ・その他( )

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

1年:滞納分を1年以内に完納見込み  
6カ月:分納約束が守られているとき  
3カ月:分納約束が守られていないとき

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○)通常の保険証と同じ

( )通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

- 1) 差し押さえの基準(督促・催告・財産調査等通知を送付しても反応がない場合。また反応があっても納付がない場合。)
- 2) 分納者への対応(分納履行者に対しても財産調査し、財産有なら差押執行。ただし事前通知はする。)
- 3) 予告通知書の発行( 548)件
- 4) 差押え件数 不動産( 5)件 預貯金( 412)件 生命保険( 13)件(内学資保険( )件) その他( 2)件( 年金 )
- 5) 競売などによる現金化 ( 1 )件 ( 12,290 )円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 80 )人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( )人
- 3) その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。  
(  )実施している ( )検討中である ( )実施の予定がない
- 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。  
(  )設けている ( )検討中である ( )設けていない
- 3) 2014年度の減免件数 ( 0 )件 減免金額 ( )円

⑨高額療養費について

- ( )自動払いしている (  )申請書を送付している ( )通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 ( )公開していない (  )公開している
- 2) 運営協議会委員の公募枠 (  )ない ( )ある → ( )人

5. 高齢者医療など 担当課( 国保年金課 )電話(0566-62-1207)FAX(0566-24-2466)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

- (  )対象にしている ( )縮小して対象にしている ( )県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

- ・精神障害者医療 (自立支援医療なし・精神障害者保健福祉手帳あり)
  - ・ " (通院)(自立支援医療あり・精神障害者保健福祉手帳なし)
  - ・ " (入院)(自立支援医療なし・精神障害者保健福祉手帳なし)

③2015年8月1日現在の対象者

- 後期高齢者医療被保険者 ( 12,550 )人  
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 1,913 )人  
内〔ひとり暮らし非課税者( 223 )人  
    〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者( 99 )人

④後期高齢者医療について

- 保険料滞納者数( 20 )人 短期保険証発行人数( 5 )人  
差し押さえ(2014年度)件数( 0 )件、金額( 0 )円

6. 子育て支援策 担当課( )電話( )FAX( )

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

【生活福祉課】

- ・対象年齢: 中学校卒業まで
- ・対象者: 子どもの保護者
- ・入院、入院外の区分: 入院、入院外ともに
- ・現物給付、償還払の区分: 現物給付
- ・所得制限: なし

②就学援助

【学校教育課】

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

- (  ) 入学説明会 (  ) 入学式 (  ) 始業式 (  ) ホームページ (  ) 市広報  
 (  ) その他( PTA 総会 )

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

児童扶養手当の認定基準を目安としておりますが、収入状況の急変により困窮している世帯には、申請理由を確認のうえ、実態に応じた審査をしております。

3) 生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- (  ) 就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】  
 (  ) 何もしていない  
 (  ) その他(下欄にご記入ください)

本市では、準要保護の認定につきましては、生活保護基準を判断の基準に用いず、「児童扶養手当受給世帯」などの別の認定基準を設けておりますので、就学援助制度への影響はございません。

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 2,300,000 ) 円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 3,060,000 ) 円

5) 申請書の受付先 (  ) 市町村窓口 (  ) 学校 (  ) 市町村窓口と学校のどちらでも可

6) 民生委員の証明は必要ですか (  ) 必要である (  ) 必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	685 人	693 人
受給割合	5.4%	5.5%
支給額	48,417,000 円	53,925,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。  
 ※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 (  ) 現物支給 (  ) 償還払い (  ) その他

9) 就学援助の項目について

- (  ) 学用品費 (  ) 体育実技用具費 (  ) 入学準備金 (  ) 通学用品費 (  ) 通学費  
 (  ) 修学旅行費 (  ) クラブ活動費 (  ) 生徒会費 (  ) PTA会費 (  ) 給食費  
 (  ) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (  ) 校外活動費(宿泊を伴うもの) (  ) 医療費  
 (  ) 日本スポーツ振興センター掛け金 (  ) めがね・コンタクトレンズ (  ) 卒業記念品  
 (  ) その他( )

③学校給食について(2015年度)

【教育総務課、学校教育課】

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食われていますか。

- (  ) 食われている (  ) 未納者には給食支給を停止している (  ) その他  
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例: 就学援助をすすめるなど)

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に就学援助制度の申請を勧めています。申請が認められれば給食費が支給されます。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例: 半額補助、第2子以降無料など)

特になし。

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	15校	0校	0校	6校	9校	220円
中学校	6校	0校	0校	3校	3校	250円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度) 【子育て支援課】

- 1) 件数( 28 )件 対応職員( 6 )人、うち専門職( 4 )人  
 2) 専門職の職種について ( )児童福祉司 ( )社会福祉士 ( )臨床心理士 (○)保健師  
 ( )保育士 ( )教員 (○)その他( 家庭児童相談員 )

3) 現状に対する課題

全国における児童虐待相談の対応件数は年々増加をしており、虐待に至る前の発生予防、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が非常に大切であり、関係機関との連携強化が求められる。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

要保護者対策地域協議会において実務者会議、ケース検討会議の開催や関係機関を対象とした研修会を行っている。  
 また、平成24年度から母親の孤立化を防止する目的で育児ママ訪問サポートを実施している。

⑤ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

【学校教育課】

全中学校に「心の教室相談員」を配置しています。本年度より、市予算で全中学生に学級集団アセスメント検査を実施し、未然防止・早期発見に努めています。

⑥ 保育について

【子ども課】

1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について

- (○) 取り消し(育休退園) ( )そのまま通園  
 (○) その他[ 3歳以上から原則継続可能 ]

2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。

- ( ) あり (○) ない

7. 障害者施策

担当課( 福祉総務課 )電話(0566-62-1208)FAX(0566-24-3481)

① 訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	162	104.5	179	24.4
重度訪問介護	14	107.6	475	207
行動援護	9	112.5	45	19.4
同行援護	24	92.3	51	15.8

② 地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 75 )人 最多支給時間数( 73 )時間 平均支給時間数( 9.8 )時間

③ 訪問系サービスの支給基準 (○)あり ( )なし

④ 計画相談支援の7月利用実績 ( 77 )人

2014年度中に完全実施 (○)した ( )できていない  
 計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

⑤ 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数( 27 )人(平成27年 7月 1日現在)  
 対昨年同月比( 84.4 )%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について  
 平均何時間支給していますか( 12.9 )時間

⑥ 65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数( 26 )人(平成27年 7月 1日現在)  
 訓練等給付支給決定者数( 11 )人(平成27年 7月 1日現在)

⑦ 通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない

⑧ 入院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

9. 健診事業

担当課( 健康課 )電話( 23-8877 )FAX( 26-0505 )

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	個別・集団	無料	可・不可		可・不可		
がん検診	胃がん	個別・集団	2,000円	可・不可	可・不可	18.6	
	大腸がん	個別・集団	500円	可・不可	可・不可	27.5	
	肺がん	個別・集団	500円(65~74歳無料)	可・不可	500円(65~74歳無料)	可・不可	17.8
	子宮がん	個別・集団	1,000円	可・不可		可・不可	16.2
	乳がん	超音波	個別・集団		可・不可	1,300円	可・不可
		マンモグラフィ	個別・集団	2,000円	可・不可	1,500円	可・不可
	前立腺がん	個別・集団	1,000円	可・不可		可・不可	41.9
歯周疾患	個別・集団	無料	可・不可		可・不可	17.5	

②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について

(○)実施している ( )実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる  
( )実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる  
(○)その他( 30歳から75歳の5歳間隔年齢 )

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

**【企画政策課】**

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

**【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。**

①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【長寿課】

②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書【長寿課】

③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【長寿課】

④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書【長寿課】

⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」【納税推進室】

⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)【学校教育課】

⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)【国保年金課】

⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【国保年金課】

⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

**【企画政策課】**

☆ご協力ありがとうございました